

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。保険料を納めることで、老後の老齢基礎年金の他、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられます。しかし、経済的な理由などで保険料の納付が困難なときは、申請をすることで、保険料の納付が免除または猶予される制度があります（下表参照）。

なお、前年度に全額免除または納付猶予が承認されて継続審査を希望した方は、改めて申請する必要はありません（申請要件などによっては継続審査対象と

区分	月々の保険料額	
全額免除	保険料の全額が免除	0円
納付猶予	保険料の全額が猶予	
4分の3免除	保険料の4分の3が免除（残り4分の1を納付）	4,150円
半額免除	保険料の2分の1が免除（残り2分の1を納付）	8,310円
4分の1免除	保険料の4分の1が免除（残り4分の3を納付）	12,460円

※令和3年度の保険料月額、16,610円です。

○ **申請要件** 免除制度は、本人および配偶者、世帯主、納付猶予制度は、本人（50歳未満）と配偶者の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下の方（この他にも退職者などを対象とした特例要件あり）

○ **申請期限** 納付期限から2年経過するまでの間
 ○ **申請方法** 年金事務所または市役所1階国民年金課で配布する申請書（日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）からダウンロード可）に必要事項を記入し、直接担当へ
 ※申請書の郵送を希望する方は、担当へお問い合わせください。

○ **問い合わせ先**
 ・ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004(050で始まる)
 電話からは☎03(6630)2525
 ・厚木年金事務所 ☎046(223)7171
 （代表）

国民健康保険被保険者証を更新

現在使用している国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は、7月31日（土）です。7月中旬頃に、新しい保険証を世帯主宛てに転送不要の簡易書留で送付しますので、記載内容の確認をお願いします。内容に誤りや不明な点などがある場合には、担当へご連絡ください。

また、70歳以上の被保険者の方は、保険証と高齢受給者証を一体化した「保険証兼高齢受給者証」を交付します。

新しい保険証が届いた方で、就職や扶養に入り社会保険などの保険証をお持ちの方は、国民健康保険資格喪失の届け出が必要となります。

有効期限が切れた保険証は、細かく裁断して破棄するか、市役所1階国民年金課または各出張所に返却してください。

※令和4年7月31日までに75歳になる方の保険証の有効期限は75歳の誕生日の前日です。誕生日以降は「後期高齢者医療制度」に基づく新しい保険証を使用してください。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。担当 国民年金課 ☎046(252)7003 FAX046(252)7043

7月に納めていただくのは

▽固定資産税・都市計画税（第2期）▽国民健康保険税（第2期）▽介護保険料（第2期）▽後期高齢者医療保険料（第1期）

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Payで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Payをご利用ください）。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分～正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。

詳しくは収納課 ☎046(252)8021へ（国民健康保険税については国民年金課 ☎046(252)8383へ）。

国民健康保険の傷病手当金

国民健康保険の被保険者である被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間について、傷病手当金を支給します。

○ **支給額** 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×日数
 ※1日当たりの支給額には上限があります。

○ **支給期間** 労務に服する

ことができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間（入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで）
 ※給与収入の全部または一部を受け取ることができない期間は支給不可（給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給）。

7月の相談日（祝・休日を除く）※相談はいつでも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活（訪問販売・多重債務など）	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午、午後1時～4時	☎046(252)8490（電話相談可）
弁護士	13日夜14日20日夜21日27日夜28日 毎月第2・第3・第4火曜日午後6時～8時30分 毎月第2・第3・第4水曜日午後1時30分～4時30分	予約制（電話可） 市役所1階相談室 ※1日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度一人1回のみ（25分以内）、分譲マンション相談は1時間以内、その他の相談は一人1回につき30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
行政書士（遺言書等作成）	8日	毎月第2木曜日午後1時30分～4時30分
分譲マンション（近隣・管理組合）	9日	毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分（8日まで受け付け）
交通事故	20日	毎月第3火曜日午後1時30分～4時
行政（国に対する要望）	15日	毎月第3木曜日午前9時30分～11時30分
司法書士（登記・少額訴訟）	16日	4・6・12月を除く第3金曜日午後1時30分～4時30分
不動産（取引・契約）	29日	毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分（祝日の場合は別に定める日）
税理士	30日	1・2月を除く第4金曜日午後1時30分～4時30分（祝日の場合は別に定める日）
市民一般	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218 FAX046(252)0220
人権擁護委員（近隣問題など）	13日	毎月第2火曜日午後1時30分～4時（電話相談のみ、事前予約制） ☎046(252)8087 FAX046(252)0220
女性相談（DVなど）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、午後1時～5時15分	市役所1階広聴人権課 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483 FAX046(252)0220
駐留軍離職者	15日	毎月第3木曜日午前10時～午後3時 ふれあい会館2階会議室 担当 商工観光課 ☎046(252)7604 FAX046(255)3550
認知症	毎週月曜日午前9時～正午、午後1時～5時（電話のみ）	担当 介護保険課 ☎046(252)7084 FAX046(252)8238
社会福祉士（成年後見制度）	15日	奇数月第3木曜日午後1時30分～4時30分（予約制（電話可）。12日まで受け付け） 市役所4階4-1会議室 担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127 FAX046(255)3550
障がい者就労支援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午、午後1時～3時（予約制（電話可）） ぼむ出張相談毎月第3木曜日前9時、10時30分（各一人で予約制（電話可））	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 FAX046(252)7043
自立サポート相談	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活支援課 担当 生活支援課 ☎046(252)8566 FAX046(252)7043
児童	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分（電話可）	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026 FAX046(255)5080
ひとり親家庭	毎週月曜～金曜日午前10時15分～11時30分、午後1時～4時45分（予約制（電話可））	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201 FAX046(255)5080
青少年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907 FAX046(259)2163
教育	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時	市役所5階教育研究所 子どもいじめホットライン 担当 教育研究所 ☎046(259)2164 FAX046(252)4311
就学（障がい児対象）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時（予約制（電話可））	担当 教育指導課 ☎046(252)8732 FAX046(252)4311